

# 税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、  
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。  
資料請求・お問い合わせ先 TEL 06(6209)8393  
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

**Q** 役員給与は、どんな場合でも期中に増減することは認められないのですか？また、期首にさかのぼって給与を改定することはできないのですか？

**A** 期中の増減は、原則として認められません。

役員給与は、①期中の支給額が同額であるもの、②定時株主総会による改定または経営悪化にともなう改定がされた場合でその前後の報酬が同額であるもの、③継続的に供与される経済的利益で定額のものが損金に算入でき、

経営状態が著しく悪化したことその他これに類する理由による改定は認められるとしていますが、一時的な資金繰りの都合や業績目標に達しなかったことなどは該当しないとしています。

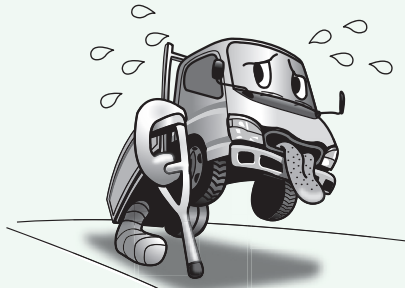
また、期首にさかのぼっての改定は、以前は通達で認められていましたが、今回の改正で廃止されましたので、定時株主総会において役員に対して支給する定期給与の増額改定を決議し、期首に遡及して増額し、一括支給する場合には損金算入が認められなくなっていますので注意してください。

**Q** 耐用年数は短くすることはできないのですか？

**A** 一定の場合には、申請することによって短縮が認められます。

減価償却費の計算の基礎となる法定耐用年数は、通常の維持補修を加えながら通常の使用条件で使用した場合の効用持続年数を基礎として定められていますが、資産によっては法定耐用年数によって減価償却費の計算を行ったのでは実態に合わない結果になることも考えられます。

用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合(おおむね10%以上短くなる場合)には、一定の申請書を提出して、国税庁の承認を受けることによって、耐用年数を短縮することが認められています。



**A** 次のような内容のものです。

**Q** さきの改正では、減価償却の改正が行われ、250%定率法が認められたそうですが、どのようなものなのでしょうか？

250%定率法とは、耐用年数の逆数である定額法の償却率を2.5倍した償却率によって減価償却する方法をいいます。

たとえば、耐用年数が10年であれば、定額法の償却率は0.1ですから、その2.5倍した0.25が償却率となるわけです(ちなみに通常の定率法の償却率は0.206です)。

取得価額が100万円の資産であれば、償却限度額は次のようになります。

①取得事業年度(期首に取得と仮定)  
 $100万円 \times 0.25 = 25万円$

②翌事業年度  
 $(100万円 - 25万円) \times 0.25 = 18.75万円$

このように毎期の減価償却費の計算をしていきますが、定率法ですから償却費が每期逓減していきますので、この計算式で計算した償却費の額が次の算式で計算した償却額(A)より少なくなつた場合には、その事業年度からは(A)により減価償却費を計算していくこととなります。

(A) 残存簿価 ÷ (耐用年数 - 経過年数)

そしてその後は、備忘簿額に達するまで、每期(A)の金額を減価償却費として計上していきます。これが250%定率法といわれているものです。

**Q** 社員の教育費用をたくさん使うと税制上有利になる制度があるようですが、どのような制度なのでしょうか？

**A** 次のようなものです。

この制度は、人材投資促進税制といわれるもので、青色申告法人が、平成20年3月31日までに開始する事業年度において、比較教育訓練費(前2年以内に開始する各事業年度における損金算入された教育訓練費の平均額)より多くの教育訓練費を支出した場合に、その超える部分の金額の一定割合が法人税額から控除されるというものです。

①対象者  
正社員、契約社員、パート、アルバイトが対象となり、役員や使用人兼務役員、入社予定者などは対象になりません。

②教育訓練費の範囲  
この制度の対象となる教育訓練費は、対象者の職務に必要な技術または知識を習得させるため、または向上させるために支出する費用で次のようなものが対象となります。

研修参加費、研修委託費、講師などに支払う報酬、教材費、研修にともなう外部施設の賃借料など

③税額控除額(中小企業の場合)  
教育訓練費増加割合が40%以上の場合  
教育訓練費の額(A) × 20%  
教育訓練費増加割合が40%未満の場合  
一定の算式で計算した額

